

長崎県の私立高校における授業料・校納金に対する負担軽減について

3つの制度があります！

1. 高等学校等就学支援金（全国一律の制度）

保護者の所得に応じて、授業料負担を軽減します。

保護者の年収目安ごとの支給額は下表をご覧ください。

実際の判定は年収ではなく文部科学省の算定式を基に判定します。（詳細は別紙参照）

2. 長崎県私立高等学校授業料軽減補助金（長崎県の制度）

保護者の所得に応じて、高等学校等就学支援金に上乗せして授業料負担を軽減します。

年収目安に応じた助成額は下表をご覧ください。

実際の判定は年収ではなく税額を基に判定します。（詳細は別紙参照）

【要件】・生徒が県内の私立高校に通学していること

・保護者が県内に住所を有していること

3. 長崎県私立高等学校等奨学給付金（長崎県の制度）

上記とは別に、保護者の授業料以外の負担を軽減します。

【要件】

・保護者の道府県民税及び市町村民税所得割額が0円（非課税）または生活保護（生業扶助）受給世帯であること

・保護者が県内に住所を有していること（生徒が県外の高校に在学している場合でも対象となります）

※「年収」は目安であり、審査は別に定める判定方法に基づき行います。また審査には一定期間要します。

※年収目安となっているモデル世帯：両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人（16歳以上）、中学生一人の子供がいる世帯

保護者の年収目安ごとの金額（年額）

※令和2年度7月以降の内容です。

年収目安	授業料に充てるもの		授業料以外に充てるもの	
	就学支援金(国)	授業料軽減補助金(県)	奨学給付金(県)	
910万円以上				
720万円以上 910万円未満	118,800円			
590万円以上 720万円未満	118,800円	全日制 79,200円 通信制 29,700円		
270万円以上 590万円未満	全日制 396,000円 通信制 297,000円			
270万円未満	全日制 396,000円 通信制 297,000円	通信制 63,000円 ※通信制のみ	【全日制・定時制】 (第1子)103,500円 (第2子以降)138,000円 ※1	【通信制】 38,100円
			【全日制・定時制・通信制】 52,600円	
生活保護世帯等	全日制 396,000円 通信制 297,000円	全日制 63,600円 通信制 63,000円	【全日制・定時制・通信制】 52,600円	

※1 扶養されている子どもの人数等の世帯状況によって給付額は異なります。

長崎県の私立高校における授業料・校納金に対する負担軽減について

※令和2年度7月以降の内容です。

1. 高等学校等就学支援金（全国一律の制度）

○次の計算式(両親2人分の合計額)により判定

判定方法：市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額が

154,500円未満	⇒	年収約590万未満世帯
154,500円以上～304,200円未満	⇒	年収約590万以上～910万未満世帯
304,200円以上	⇒	年収約910万以上世帯

高等学校就学支援金の支援対象となる世帯年収目安(あくまで目安です)

両親のうち一方が働いている場合

家族構成	39万6,000円の支給	11万8,800円の支給
子1人(高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	約590万円未満	約590万円～約910万円未満
子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	約590万円未満	約590万円～約910万円未満
子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	約640万円未満	約640万円～約950万円未満
子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	約650万円未満	約650万円～約960万円未満
子3人(大学生・高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	約650万円未満	約650万円～約960万円未満

モデル世帯

両親共働きの場合

家族構成	39万6,000円の支給	11万8,800円の支給
子1人(高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	約660万円未満	約660万円～約1,030万円未満
子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	約660万円未満	約660万円～約1,030万円未満
子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	約720万円未満	約720万円～約1,070万円未満
子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	約740万円未満	約740万円～約1,090万円未満
子3人(大学生・高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	約740万円未満	約740万円～約1,090万円未満

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とします。

※給与所得以外の収入はないものとします。

※【両親片働きの場合】年収の目安について、両親のうち、非生計維持者は、配偶者控除対象となっている場合を指します。

※【両親共働きの場合】両親の収入は同額とします。

※【両親共働きの場合】扶養控除及び特定扶養控除については、全て一方の親の控除として扱っています。

2. 長崎県私立高等学校授業料軽減補助金（長崎県の制度）

○次のとおり判定（両親2人の場合、両親分の合計額）

生活保護世帯(生活扶助を受給)	⇒	生活保護世帯
県民税及び市町村民税の所得割額 0円	⇒	年収約270万未満世帯
課税標準額 3,615,000円未満	⇒	年収約590万以上～720万未満世帯

※その他詳細は県学事振興課へお問い合わせください。